

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDX(デジタル・トランスフォーメーションをいう。以下同じ。)の推進等を行う。

(ア)新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を、関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ)初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ)関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持つてもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(工)医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(才)負担軽減や情報の有効活用、DXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国や県との連携のためのDXの推進、人材育成の取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、市民の生命及び健康を保護することが重要である。

このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア)可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国のリスク評価を考慮し、対策の切替えを行う。国は、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ)医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた措置

有事には市予防計画等に基づき、医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、県等で確保した医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する

(ウ)状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

国は、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ)対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、国のリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ)市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要であるため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識について、分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。

特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の生活に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとすることとなっている。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提としてリスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも防止すべきである。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、市民の安心を確保し新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格・関係機関相互の連携協力の確保

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備え様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、強度な措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

市は、政府対策本部及び県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。必要がある場合には、国や県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(5) 高齢者施設や障害者施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(6) 感染症危機管理下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から医療提供体制の強化等を進める。

また、感染者等のための避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国や県等と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(7) 記録の作成や保存

国内で新型インフルエンザ等が発生し、北九州市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置した場合には、その設置以降に実施した新型インフルエンザ等対策に関する記録を作成・保存し、適切に公表する。

第5節 対策の推進のための役割分担

(1) 国の役割

発生時の基本的責務

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

国際連携と研究開発の推進

WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取組む。ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

こうした取組みを通じて、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発・確保に向けた対策を推進する。

平時からの準備体制

新型インフルエンザ等の発生前においては、政府行動計画に基づき準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

政府の推進体制

政府は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する関係省庁対策会議の枠組みを通じて、政府一体となった取組を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し対策を強力に推進する。

対策実施における配慮事項

対策の実施にあたっては、推進会議等の意見を聴きつつ対策を進める。また、国民や事業者等の理解と協力を得るため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を積極的に行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

県の役割

県の基本的役割

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、基本的対処方針に基づいて、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する判断と対応を行う。

平時における計画的な準備体制

平時においては、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について計画的な準備を行う。

具体的には、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する。

また、民間検査機関又は医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する。

関係機関との連携・協議体制

こうした取り組みにおいて、県は保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される福岡県感染症対策連携協議会等を通じて、予防計画や福岡県保健医療計画(以下「県医療計画」という。)等について協議を行う。

さらに、予防計画に基づく取り組み状況を毎年度報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延防止のための取り組みを実施し、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を図る。

発生時における対策推進

新型インフルエンザ等の発生時は、基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて国と協議を行いながら対策を推進する。

また、市町村と緊密な連携を図りながら、市町村における対策の実施を支援する。

保健所を中心とした地域連携

保健所を地域における感染症対策の中核的機関と位置づけ、保健所設置市と連携しながら、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する協議や情報の共有化を行う。

市の役割

市の基本的役割

住民に最も近い行政単位として、基本的対処方針に基づき、市民に対するワクチン接種、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における要配慮者への支援等を的確に実施することが求められる。

対策の実施にあたっては、県と緊密な連携を図る。

保健所設置市としての特別な責務

北九州市をはじめとする保健所設置市は、感染症法において、まん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められている。

このため、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、市予防計画に基づく取り組みについて、進捗確認を行う。

有事における迅速な対応と平時からの連携

平時からの準備を通じて、感染症有事の際には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。また、まん延防止等に関する協議により、新型インフルエンザ等の発生前からの関係機関との意思疎通、情報共有、連携の推進を図る。

(3) 医療機関の役割

平時における準備体制の整備

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、医療機関は発生前から地域における医療提供体制の確保に向けた準備を行うことが求められる。具体的には、県との医療措置協定の締結、院内感染対策の研修・訓練の実施、個人防護具をはじめとした感染症対策物資の計画的な確保等を推進する。

業務継続計画の策定と関係機関連携

新型インフルエンザ等の患者に対する診療体制を含めた業務継続計画(BCP)を策定し、地域の関係機関との連携を進める。

発生時における医療提供の実施

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療と通常医療の両立を図るため、医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて病床確保、発熱外来の設置、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を迅速に実施する。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特定接種の対象となる、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下、「登録事業者」という。)については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

